



2002年3月25日
PPN-7

Policy Planning Note

金融機関における環境報告書

の利用可能性

Policy Planning Note は、議論のきっかけとして、日本政策投資銀行 政策企画部のスタッフが検討中のテーマを紹介するものです。内容は執筆者個人の見解であり、必ずしも日本政策投資銀行の公式見解を示すものではありません。

担当執筆者：

齊藤 成人

03-3244-1170

編集・技術支援：

永田 亜紀子

Web Site:

www.dbj.go.jp



はじめに

「環境経営」という言葉が企業に浸透しつつある。この言葉に表されているとおり、企業にとって環境配慮を行うことが、企業価値を維持・向上させるうえで不可欠なものとなっている。そうした中、金融機関を含むあらゆるステイクホルダーに対し、自らの環境配慮姿勢や環境保全活動を示すべく「環境報告書」を作成・公表する企業が急増している¹。

金融機関は、自ら営む事業から発生する環境負荷が少ないこともあり、環境問題について、これまで関心が低かった。しかし、企業活動に与える環境問題の影響が年々大きくなっていくにつれ、取引先が抱える環境リスクや環境保全対策を把握することが与信判断上重要な要因であることを、金融機関は認識し始めている。

環境報告書は、企業の環境保全にかかる取り組みが記載されているレポートである。その記載内容について、企業間等で現在スタンダード化がはかられているが、有価証券報告書等を用いる財務分析のように、統一的判断・評価手法は未だ確立されていない。ただし、環境報告書には、環境に関する企業の有益な情報が多数記載されており、金融機関にとって、企業が抱える環境リスク等を把握するための有用なツールとなっている。

1. 金融機関にとっての環境問題

金融機関にとっては、環境制約が、取引先をはじめとする各企業の経営へ与える影響が大きくなってきつつあること、環境問題深化や環境規制強化を新たな収益機会ととらえ、業容拡大を企図する企業が出現し始めたこと、等の理由から、「環境問題」は無視できない状況にある。前者に関しては、土壌汚染等環境リスクに起因する事故が企業のキャッシュフローに影響を与えたために、金融機関の与信判断に重要な影響を与えてしまった事例が、最近みられ始めている。また、後者についても、昨今の環境配慮型製品の人気と相俟ってエコビジネス市場の拡大が注目されているとともに、金融機関自身もエコファンド、エコローンをはじめとする環境配慮型商品・サービスを積極的に販売している。

企業が抱えている主な環境リスクは、金融機関にとっても同様にリスクといえる。想定される環境リスクは、Environmental Bankers Association (EBA)¹⁾によれば、Valuation of property (担保資産価値下落リスク) Cash flow impairment (債務者のキャッシュフロー不足リスク) Direct lender liability (直接貸し手責任) Reputation (環境汚染サイトへの関与による企業イメージ低下リスク) の4つである [図表1]

図表1 金融機関の抱える主な環境リスク

| |
|---|
| <p>Valuation of property (担保資産価値下落リスク)</p> <p>担保として取得した土地において土壌汚染等環境事故が発生し、資産価値が大幅に下落してしまうこと。例えば、ある工場において土壌汚染事故が発生した場合、ゴーインコンサーンで操業を続ける場合においては担保価値はさほど影響を受けないものの、操業を停止し転売・用途転換を企図した場合、土壌汚染等環境事故の有無が資産価値に大きく影響することとなる。</p> |
| <p>Cash flow impairment (債務者のキャッシュフロー不足リスク)</p> <p>債務者が土壌汚染等環境事故を引き起こし、操業停止や修復や損害賠償にかかる費用により損益が悪化し、企業のキャッシュフローが大きく減損してしまうこと。</p> |
| <p>Direct lender liability (直接貸し手責任)</p> <p>債務者が環境事故を起こした場合、貸し手である金融機関にまで責任義務が負わされること。</p> <p>[注] 米国スーパーファンド法 米国スーパーファンド法は、1980年に制定された包括的環境対処・補償・責任法(CERCLA: the Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act)、その後、1986年に再受権法(SARA: Superfund Amendments and Reauthorization Act)において改正された法律の通称。 有害物質により環境汚染が発覚した場合、一般会計等を財源とする特別基金をもって修復事業にあたらせるという法律。修復にあたっては、関係責任者に修復義務を負わせることを基本としているが、その関係責任者として環境汚染を引き起こした事業に投融资を行った金融機関が含まれる場合もあり、金融機関自信が修復責任を負う可能性もある。</p> |
| <p>Reputation (環境汚染サイトへの関与によるイメージ低下リスク)</p> <p>企業が環境汚染事故を引き起こした場合、貸し手である金融機関の企業イメージが低下し、評判が悪化してしまうこと。</p> |

(出所)Environmental Bankers Association ヒアリング等により政策銀作成。

環境問題の顕在化は金融機関に単にリスクをもたらすだけではない。新たな収益機会を生み出すチャンスともなっている。例えば、昨今、企業の環境保全対策(例：CO₂排出量削減プロジェク

ト、自然エネルギープロジェクトなどを支援するための金融商品(例：エコローン、ISO14001 認証取得資金融資など)を銀行が開発・販売するという動きがみられている。また、欧米におけるSRI型金融商品ⁱⁱⁱの拡大を受けて、わが国でも証券会社を中心に複数のエコファンドが発売されている。エコファンドでは、銘柄の選定にあたり、企業の経済的側面に加えて、企業の環境保全への対応といった社会的側面もチェックされているとされる。こうした新たな金融商品は、金融機関にとって顧客へのアクセスチャンネルを拡大する良い機会となっている。

そのほか、一部金融機関が、CO₂排出枠取得仲介や土壌汚染浄化費用保険、天候デリバティブ等、企業の環境リスクマネジメントを支援するための新たなサービスを展開している。また、欧米の金融機関では、顧客企業に対し、環境リスクマネジメントコンサルタントを行い、自社サービスに付加価値をつけるところもでてきている。

このように、環境と金融が融合する動きが強まっていく中、環境保全プロジェクト支援、SRI型金融商品におけるスクリーニング作業、環境リスクマネジメント支援、等の過程において、企業の環境保全対策にかかる情報の取得ニーズが、金融機関側で高まってきている。このニーズに応えるような情報(環境保全プロジェクトへの取り組み事例、環境リスクマネジメント状況)が記載されている媒体が、いわゆる「環境報告書」である。

2. 環境報告書とは何か

環境報告書とは、企業が自社の環境保全への取り組み実績・予定や環境負荷等をステイクホルダーに対し開示するための媒体である。上場企業を中心にすでに約400社~500社が環境報告書を発行していると言われている。

環境報告書には、企業の環境マネジメントシステム情報や環境負荷(パフォーマンス)情報、環境会計^{iv}情報、等幅広く記載されている[図表2]。作成にあたって法的強制力のある作成基準は策定されていないため、企業毎に公開内容や公開基準等は様々である。従って、完全には比較可能性が確保されていない。しかし、多くの環境報告書をみるに、おおむね一般的に下記のような構成スタイルがとられている。

企業が環境報告書を作成する目的は、各ステイクホルダーに対し、環境保全対策にかかる取り組みにかかる情報を積極的に開示していくことにより、企業イメージやレピュテーションを向上させる、ことにある。実際、環境問題に関心のある消費者は多く、企業としても環境問題に熱心に取り組んでいることが企業イメージの向上につながることを認識し始めている^v。その点では、「環境報告書の発行」は非常に具体的かつ明示的な取り組みと言え、環境対策に取り組んでいることをアピールするための有用なツールと言えよう。

図表2 一般的な環境報告書の構成

| 分野 | 記載項目 | 主な記載内容 |
|------------|------------------|---|
| (1)基本事項 | 会社概要 | 事業概要、従業員・本社所在地、損益・財政状況 |
| | 報告書の定義 | 報告書の対象範囲、対象期間 |
| | 作成部署 | 報告書作成部署(環境責任部署)および連絡先 |
| (2)マネジメント | 環境方針 | 経営責任者緒言、環境理念・方針 |
| | 環境保全対策計画 | 環境保全対策の目標・計画および実績 |
| | 環境管理体制 | 環境管理体制状況 ISO14001 認証取得状況、グリーン購入対策状況 |
| (3)パフォーマンス | 地球環境問題関連 環境負荷情報 | 温暖化ガス排出状況、新エネルギー対策等 |
| | 循環型社会形成関連 環境負荷情報 | リデュース・リユース・リサイクル関連情報 規制対策関連情報(土壌・水質・大気・化学物質管理等) 自社の環境配慮型製品・商品(エコプロダクト)の紹介 |
| | 環境会計情報 | 環境費用および経済効果 |
| (4)付随情報 | サイト情報 | 工場・地域単位の環境パフォーマンス情報 |
| | 環境コミュニケーション情報 | 社会貢献活動・社員教育の状況 |
| | 第三者レビュー | 環境監査、読者アンケート結果等報告書に対する意見 |

(出所)各社環境報告書より政策銀作成

また、環境報告書を発行することで、環境格付や SRI 型金融商品におけるスクリーニングにおける高評価を得ようとする動機も、企業は持っていると考えられる。実際、日本でも「エコファンド」等 SRI 型投資信託商品が多く販売されているが、彼らがポートフォリオに組み入れる株式を選定する際には、環境報告書の内容を重要な判断材料の1つとして捉えている。

そのほか、自社の環境マネジメントシステムの一環として、環境報告書を作成する動きもみられる^{vi}。報告書作成を契機に、自らの環境負荷を計測することで、環境コストや環境リスク低減対策のメルクマールを把握するのである。

なお、日本においては環境報告書の発行を義務づける法律はまだ存在していないが、デンマークやオランダでは、環境報告書作成が既に法制化されている^{vii}。また、イギリスでは2000年の年金法改正をうけ、運用受託者に対し環境・社会・倫理側面配慮状況の開示義務が課せられたことから、投資先企業に環境報告書の作成・公表を促す運用会社が出現している。

3. 金融機関における環境報告書の利用可能性

金融機関における環境報告書の活用手法を考えるに、まず、報告書に記載されている環境負荷(=パフォーマンス)情報や環境会計情報をもとに、企業や企業のサイト(工場、事業所)が抱える環境リスクを分析することが挙げられる。また、先述のとおり、一部金融機関においては、企業の環境リスクマネジメント等を支援するための商品を開発しているところであり、こういった金融機関では、企業の環境報告書から企業が抱えている環境リスクを読みとることも不可欠と

なっている。

加えて、企業が環境マネジメントを運用するにあたって行う環境保全対策を把握することで、投資・資金ニーズを捉えることも考えられる。金融機関にとって投融資先の開拓につながるためだからである。

環境報告書は、統一的基準、記載ルール等が確立されておらず、完全には比較可能性が確保されていない。従って、環境報告書に記載されている環境負荷情報をもとに、各企業の環境効率性^{viii}等環境経営指標を比較することについても、ある程度は可能となっているが、それをもとに重大な投資判断を行うことは難しい。

しかし、環境報告書は、現状の環境情報開示ツールとしては、最も汎用性・網羅性が高く、有益な媒体である。また、近時は、環境リスクや環境事故等マイナス情報についても、積極的に環境報告書に掲載する企業が増えており、情報源としての価値は年々高まっている。将来的に、金融機関職員が、事業継続性や、担保等にかかる調査の際、環境報告書に目をとおしておくことが必須になるかもしれない。

4 . 環境報告書のどこをみるのか

環境報告書の一般的な基本構成スタイル[図表 2]をみるに、大きくわけて、(1)基本事項、(2)マネジメント、(3)パフォーマンス、(4)付随情報、の4つのセクションから構成される。以下、セクション別に、環境報告書にはどのような情報が記載されているのか、また金融機関としては、どのようなところをみるのか、簡単に述べたい。

(1)基本事項

「基本事項」は、 会社概要、 報告書の定義、 作成部署、 からなる。

会社概要

企業の事業概要や本支社所在地情報等が記載されている。損益・財政状況も記載されているが、大半が売上高、資本金等最低限の記載にとどまっており、環境効率性等各種指標を算出するためには、有価証券報告書にまであたる必要がある。

また、会社概要とあわせ、これまでの自社の環境問題に対する取り組みの経緯を、その時々、社会的動向や環境問題の変遷と比較し記述している企業がみられるが、一般的に、詳細に記述している企業ほど環境問題への取り組みが先進的・積極的である傾向が強い。

報告書の定義

環境報告書には、有価証券報告書同様報告の対象期間および対象範囲が必ず記載されている。この情報は企業間比較をするうえで重要なものである。ほとんどの環境報告書の対象期間は、企業の会計年度と同様である。対象範囲については、環境保全対策プロジェクトへの取り組み状況

等定性的な報告については連結ベースで紹介しているが、環境会計や環境負荷量等定量的情報については単体ベースでの報告が多い。

連結ベースで環境報告書が作成されている場合、子会社やサイト別の環境情報についても把握することが可能となる。サイト単位で環境負荷情報を掲載している場合は、そのサイトが融資対象プロジェクトと重複することもあり、プロジェクトの環境リスクを把握するうえで有益な情報源となろう。

作成部署

環境報告書の作成部署は、企業によって技術系、広報系、管理系と様々であるが、一般的には“環境安全部”“環境技術部”等「環境」の名を冠した技術系セクションが環境報告書を作成している。食品、小売業等消費財を手がける業種は広報系セクション(広報部、広報室等)、非製造業は管理系セクション(社長室、総務部、企画室等)が報告書作成を担当していることがある。

また、約8割の企業は、環境報告書を自社HP上で公開していることから、環境報告書の入手は容易となっている。

(2) マネジメント

企業が環境保全対策を実行していくために、環境マネジメントシステム(Environmental Management Systems: EMS)を導入することは一般的となっている。環境マネジメントシステムとは、組織が環境に及ぼす影響(=環境負荷)を軽減させるために企業が自主的に目標を設定し、その実現に向けての改善行動を計画(環境保全対策計画)し、それに基づき行動していくことで自らのパフォーマンスを向上させていく仕組みである。環境報告書では、こうした管理体制や環境保全対策計画について記載された「マネジメント」に関する記述に相当程度ページが割かれている。

環境方針

環境報告書の冒頭には、まず経営者の理念・メッセージならびに経営方針・目標が掲載されている。当該企業の環境問題への取り組み水準等はここに集約されているといっても良い。

一般に環境優良企業と評価されている企業は、経営者のトップダウンで環境対策に取り組んでいることが多く、経営責任者緒言の内容がそのまま企業の環境保全対策に反映されている。このため、経営責任者緒言には、相当程度確度の高い情報が掲載されている。

環境理念・方針についても、経営者の環境問題への取り組みに対する考え方や方向性を、組織の目標としてとらえ直したものであり、同様のことが言える。こうした理念・方針は、企業が環境マネジメントを行うため計画を策定するにあたっての目標となるものであり、企業の環境保全対策計画の内容が集約されていると言っても良い[図表3]。従って、将来的な環境保全対策にかかる潜在的な投資情報が記載されているので、よく目を通しておく必要がある。

環境保全対策計画

環境保全対策計画とは、環境理念・方針に基づいた目標に対応して設定された環境負荷削減実現

に向けた具体的取り組み活動をまとめた計画である。環境報告書では、過去の進捗状況も含め、計画総括表を記載するのが一般的である [図表 4]

図表 3 「環境方針」記載事例

基本的考え方

東京電力は、エネルギーの最適サービスを通じて豊かな社会と快適な環境を実現するため、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境保全、省エネルギー・省資源、資源循環などに配慮した環境効率性の高い事業活動を展開するとともに、幅広い情報公開を通してその透明性を高め、事業を取り巻く利害関係者の方々と双方向の対話を重ねながら、社会からの要請に積極的に応えるよう努めていく。

(出所)東京電力㈱『環境行動レポート 2001』

図表 4 「環境保全対策計画」記載事例

| 項目名 | 環境行動計画(目標・方針) | 2000年度の主な成果 |
|--------------------|--|--|
| 環境問題の未然防止 | 環境影響事前評価の実施 | 設備および新規原材料の事前評価 |
| 省エネルギーの推進(地球温暖化抑制) | 2000年度におけるCO ₂ 排出量の1990年度レベルへの安定化 | CO ₂ 排出量:1990年度対比39%削減 |
| 廃棄物削減・リサイクル促進 | 2000年度の生産額あたり廃棄物量を1990年度比70%削減 | 生産額あたりの廃棄物物理量:1990年度対比74%削減 |
| 化学物質管理の充実 | 化学物質組成の把握及びデータベース化の推進 揮発性有機化合物(VOC)を2000年度目途に 1994年度比30%以上削減 | PRTR対象物質(354物質)の排出移動先の調査の実施 塗装面積当たりVOC排出量:1994年度対比49%削減 |
| 緊急時対応 | 緊急時措置マニュアルに従い定期的緊急時措置訓練実施 | 緊急時措置訓練を各事業所単位で計画的に実施 |
| 物流における環境保全 | 納入部品積載効率90%の達成 | 積載効率:90% |
| | 納入部品平バレット樹脂化率100%の達成 | 1998年度100%達成済み |
| | サービス部品の樹脂製リターン容器率85%の達成 | 樹脂製容器リターン率:86% |

(出所)日産自動車㈱『環境報告書 2001』

設定される目標は、努力目標ではなく実際に達成すべきものであり、具体的かつ測定可能なものとなっている。例えば「年度までCO₂排出量を %削減します」等、物質量であらわされていることが多い。そして、その実現のため「工場へのコ・ジェネレーションシステムの導入」等、具体的取り組みが記載されている。

環境報告書においては、企業の投資情報が具体的に記載されている部分でもあり、金融機関としては、企業の資金ニーズを把握するためにも目を通しておく必要がある。ただし、現状では、具体的投資額まで記載している事例は見受けられず、環境報告書だけでは完璧に投資情報を把握することは難しいということを付言しておく。

環境管理体制

環境保全計画を推進していくうえで、企業は環境管理体制を構築しなければならない。そのような体制についても、環境報告書に記載されている。具体的には、ISO14001 認証取得状況や、グリーン調達実施状況にかかる情報が記されている。

金融機関としてみておくべきところは、ISO14001 認証取得状況(および取得計画)であろう[図

表5] ISO14001 認証にあたってかかる費用は少額ではあるが、確実に資金需要が発生するため、営業的観点からのアプローチが可能となる。

図表5 「ISO認証取得状況」記載事例

| ISO-14001 認証取得事業所一覧 | | | | | | |
|---------------------|------------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 船川 | 水島 | 知多 | 袖ヶ浦 | 磯原 | 川崎 |
| 認証取得日 | 1998.11.27 | 1999.2.26 | 1999.3.5 | 1998.3.18 | 1998.7.17 | 1999.5.21 |
| 認証機関 | LRQA | LRQA | JQA | LRQA | DVN | JQA |
| 審査状況 | 維持審査 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(出所)㈱ジャパンエナジー「環境保全活動の概要」

(3) パフォーマンス

企業が事業活動を行う結果として発生する環境負荷(オペレーション・パフォーマンス)についてのデータや、環境保全プロジェクトに関する過去の投資額等を記した環境会計情報など、具体的な環境保全対策にかかる取り組みの成果や、その結果としてのマテリアル排出量が記載されている。どの程度の経営資源が投入され、どのような環境保全プロジェクトを行い、どれだけの効果が得られたのかについて、様々な工夫をこらしながら企業は環境報告書に記述している。いわば企業毎の個性が最も強くでるページである。

環境負荷に関するデータは、業種によって指標や単位が様々であり、統一的記載項目や基準が確立されていない。よって、環境負荷が企業業績に与える影響を客観的に評価することは難しい。ただし、電力業界、飲料業界、電機業界については、各企業が環境報告書に記載している環境関連指標が非常に近似しており、ある程度の相対評価は可能となっている。近時の環境関連法規制強化や京都議定書発効の動きを勘案すれば、環境負荷が財務状況に何らかの影響を与えることは間違いなく、金融機関として、環境規制が企業に与える影響度合いの目安として各企業の環境負荷量を把握しておく必要がある。

なお、環境負荷については、いずれの環境報告書を見ても、おおむね、地球環境問題関連、循環型社会形成関連、環境会計の3分野に沿って整理され、記載されていることが多い。

地球環境問題関連 環境負荷情報

地球環境問題にかかる環境保全対策の記述部分については、環境報告書における割合が年々増加している。特に地球温暖化に関する記述が太宗を占めている。

同分野で環境パフォーマンスを示す指標としてよく用いられているのが、CO₂排出量である[図表6]。CO₂等地球温暖化ガスについては、現在、排出権取引制度についての議論がなされているところであり、金融機関関係者にとってなじみ深い情報と言える。同制度が導入された場合、CO₂排出量が企業の財務状況に影響を与える可能性もあることから、注視しておく必要がある。

なお、CO₂にかかる指標については、業種によっては排出原単位やエネルギー原単位等を用い

ている場合があり、異業種間で企業間比較する場合は、エネルギー変換係数等を用いながら調整する必要が生じる。表現単位が様々なのは、各企業が『経団連環境自主行動計画』における業種別目標値の採用単位に準じて表記しているためである〔図表7〕

図表6 環境報告書における地球温暖化関連指標記載状況

| | |
|------------------------------------|-------|
| 環境報告書に地球環境問題関連指標を記載した企業割合 | 75.9% |
| うち「CO ₂ 排出量」を記載した企業割合 | 54.5% |
| うち「CO ₂ 排出原単位」を記載した企業割合 | 20.1% |
| うち「エネルギー使用量」を記載した企業割合 | 20.1% |
| うち「エネルギー使用原単位」を記載した企業割合 | 5.2% |

(出所)各社環境報告書(1999年度版)より政策銀調べ(n=137)

図表7 自主行動計画における使用単位

| 主な業種 | 目標値使用単位 |
|------|-----------------------|
| 建設 | CO ₂ 排出量 |
| 鉄鋼 | エネルギー使用量 |
| セメント | エネルギー使用原単位 |
| 化学 | エネルギー使用原単位 |
| 自動車 | CO ₂ 排出量 |
| 電気 | CO ₂ 排出原単位 |
| 電力 | CO ₂ 排出原単位 |
| ガス | CO ₂ 排出量 |
| 鉄道 | 省エネルギー車両保有割合 |
| 航空 | CO ₂ 排出原単位 |
| 不動産 | エネルギー使用原単位 |

(出所)(社)経済団体連合会『経団連環境自主行動計画』

なお、環境報告書から得られる各企業のCO₂排出量情報を比較し、大きく排出量削減を達成した企業をみると、その削減が単に景気低迷に伴う生産活動の減少に起因していることが多い。排出量のみで企業努力を推し量ることは難しく、各社毎に時系列で分析する必要がある。

このほか地球温暖化に関する取り組みとしては、風力発電等新エネルギープロジェクトへの取り組みや、コ・ジェネレーションシステム導入等が挙げられるが、環境報告書においてはいずれも記載割合は小さく、定性的記述にとどまっている。また、フロン対策についても、環境報告書を発行するような企業は、既に対策終了済みであり(フロン使用中止等)、さほど重要な情報ではない。

循環型社会形成関連 環境負荷情報

循環型社会形成にかかる環境保全対策の記述は、ほとんどの企業が環境報告書にリデュース・リユース・リサイクル対策の実施状況もしくは廃棄物排出状況のいずれかとなっている〔図表8〕

図表8 環境報告書における循環型社会形成関連指標記載状況

| | |
|----------------------------|-------|
| 環境報告書に循環型社会形成関連指標を記載した企業割合 | 81.0% |
| うち「リサイクル率」を記載した企業割合 | 46.0% |
| うち「廃棄物排出量」を記載した企業割合 | 51.1% |

(出所)各社環境報告書(1999年度版)より政策銀調べ(n=137)

リデュース・リユース・リサイクル対策としては中間処理施設の設置や再資源化ルートの開拓等が考えられるが、これらの取り組みにつき、各企業とも定性的に記述している〔図表9〕。リサイクル率や、廃棄物量等は、具体的な数値を記載している企業こそ多いが、それぞれ採用しているマテリアルが異なるため、業種間比較は実質不可能となっている〔図表10〕

いずれにせよ、各企業とも、循環型社会構築のため、事業活動より発生する廃棄物についてのリデュース・リユース・リサイクル活動に熱心に取り組んでおり、設備投資需要が発生するのは間違いなく、金融機関としてもこうしたニーズにあわせた商品開発をしていく必要がある。

図表9 「リサイクル対策」記載事例

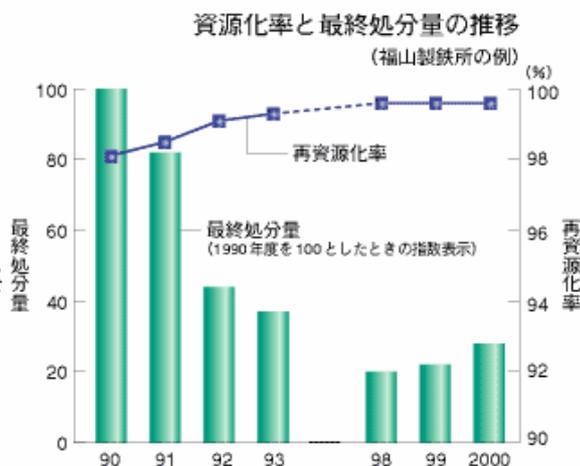
| | | |
|--|---|---|
| <p>西友では早くから廃棄物の自社処理実験やリサイクルルート構築を進めながら、廃棄物の減量化に取り組んできました。自店から排出されるごみの</p> | <p>54.4%をリサイクル(2000年度実績)していますが、それでもまだ大量のごみを廃棄しています。これを、2010年までに「ゼロ」にする計画です。そのために、ご</p> | <p>みとなるものを持ち込まないように対する対策、自店で廃棄される包装資材や生ごみを資源として有効活用するシステムづくりを推進しています。</p> |
| <p>廃棄物の発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣料品をハンガーにかけたまま納品(1994年～) ・何度でも使える通い箱で納品(1996年～) ・エコ得商品制度導入〔食品廃棄ロス削減(1999年～)〕 | <p>リサイクルによる排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発砲スチロール箱のリサイクル実験(1999年～) ・生ごみの堆肥化リサイクル処理(実験は1998年から開始) ・廃プラスチックのリサイクル処理実験(1998年～) ・廃棄物の10分別(1998年～) ・衣料品のハンガーをリサイクル・リユース(1998年～) ・トナーカートリッジをリユース(1998年～) | |

(出所)㈱西友「西友環境活動報告書 2001年度版」

図表 10 「廃棄物対策」記載事例

1. 廃棄物ゼロを目指して

製鉄所から派生的に発生する物質には、スラグ、ダスト、スラッジ、廃油さらには紙、木材などがあります。NKKでは資源の有効活用の観点にあって、再資源化システムをつくり上げ、再資源化率は現在99%以上に達しています。また、やむをえず処分される最終処分量も、1990年度の約1/4に減少しています。



(出所)日本鋼管(株)『環境報告書 2001』

このほか、従来型の公害防止対策活動、例えば大気・水質・土壌等にかかる保全活動や化学物質の移動・排出に関するデータについても、循環型社会形成の取り組みの1つとして環境報告書に記載されている。これらは規制対応としての性格を持っていることから、全企業が長年取り組んできた事項であり、各企業ともかなり詳細な関連数値を記載している。

なお、昨今、土壌・地下水汚染が問題となっているが、最近の環境報告書には自社の起こした環境リスク事故等マイナス情報や修復状況等についても、企業は環境報告書に記載し、情報開示するようになっている。

環境会計情報

企業が取り組んできた環境保全対策にかかるコストを示すツールとして「環境会計」がある。環境会計は、その計上ルール等について国連をはじめ様々な機関がガイドラインを策定し、スタンダード化をすすめているところではあるが、未だ世界統一ルールは確定していない。ただし、日本企業の環境報告書をみるに、大半の企業が環境省のガイドライン『環境会計ガイドブック』に基づく集計分類を採用している。

環境会計で表される環境保全コストは、単純に環境保全対策にかかった金額を合算したものであり、通常の財務会計と何ら変わらない。ただし、どこまでを環境保全コストとして含めるのか、環境保全プロジェクトにかかる減価償却費をどのように扱うのか、また環境保全の経済効果を算出するうえで訴訟等回避効果をどの程度見積もるのか^{ix}、等について各企業の裁量に任されており、各社が発表する数字に大きなバラツキがでてしまっている。現実問題として、企業毎に時系列で比較する分には有用なツールではあるが、企業間比較となるとまだ難しい状況にある。

(4)付随情報

付随情報として、環境報告書にはボランティア活動への取り組み状況や報告書についてのアンケート結果等、様々な付随的な情報が記載されている。ただし、金融機関の分析対象としてはそれほど重要な内容とは言えない(ただし、消費者にとっては重要な情報である)。

有価証券報告書における監査意見にあたる第三者レビューは、環境パフォーマンス情報の正確性を担保するために、その内容を確認しておく必要がある^x。第三者レビュー実施の有無については、その必要性について法律等で定められておらず、各社の自主的な試みにゆだねられている。よって、第三者レビューをしていない企業もある。

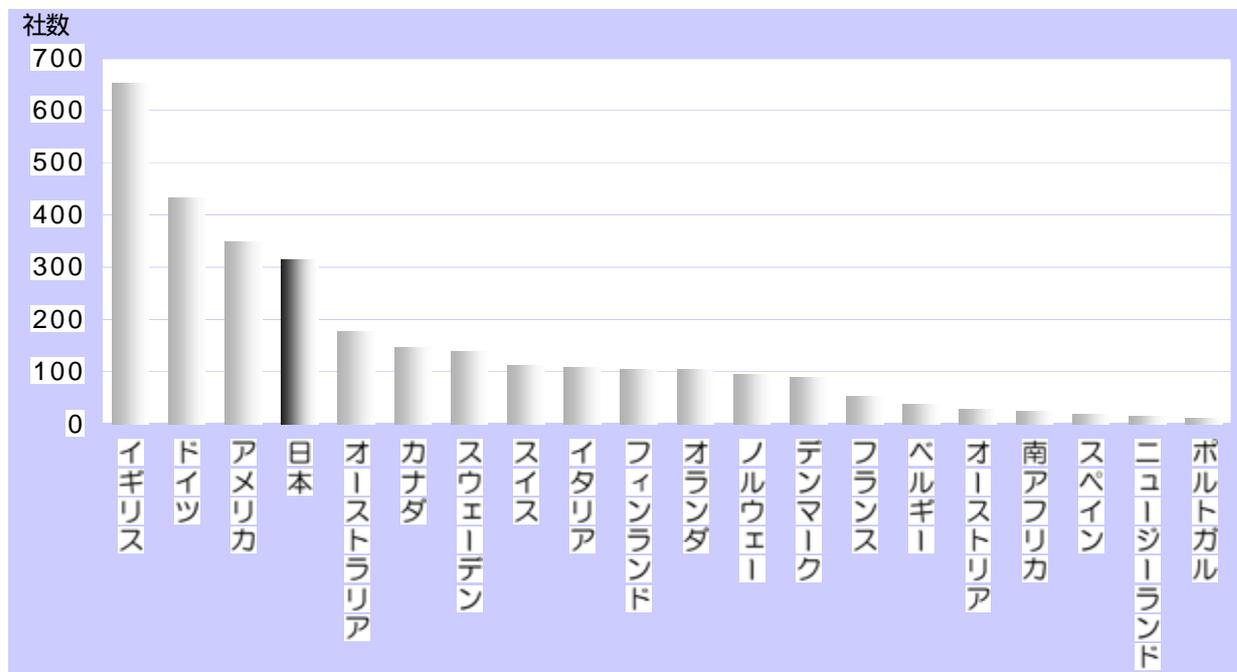
レビューを行う第三者は監査法人が多いが、環境コンサルタントや NPO 法人、学識経験者等も見受けられる。監査法人や環境コンサルタントによる第三者レビューの内容は、報告書に記載されてある情報と元データの整合性について担保していることが多い。一方、NPO 法人による第三者レビューについては、報告書全般に対する意見が中心となっている。

5 . おわりに

環境報告書の発行企業は世界規模で増加しつつある[図表11]。環境負荷量に関するデータに関する記載は年々詳細になっており、先述のとおり、企業にとってマイナスとなるような情報についても環境報告書に記載され始めている。環境報告書はいまだ発展途上にあるとはいえ、企業のかかえる環境リスクの把握という点において、金融機関にとっての利用可能性は高まってきている。

今後は、環境省の「環境報告書ガイドライン」でも指摘されているように、発行する側、閲覧する側、双方にとって環境報告書がより利用価値の高いものとして活用されていくために、読み手の期待やニーズへの「適合性」、内容の正確性や網羅性等を確保している「信頼性」、分かりやすくかつ誤解のないように配慮している「理解容易性」、事業者間の比較ができる「比較可能性」、第三者が確認可能な形で表示している「検証可能性」、公表タイミングの「適時性」等が、課題として求められることになると言えよう。

図表 1 1 環境報告書発行企業数の比較



(出所)CorporateRegister.com のレコードをもとに一部政策銀修正

【総括】金融機関が環境報告書のみるべきポイント

| セクション | 投資に関する事項 | リスクに関する事項 | その他 |
|---------|---|---|--|
| 基本事項 | ・ - | ・ - | ・ 報告の範囲の確認 |
| マネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者緒言、環境理念の内容の確認 ・ 環境保全対策計画における将来投資計画の確認 ・ ISO14001 認証取得計画の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメント体制の有無 | ・ - |
| パフォーマンス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷低減プロジェクトにかかる投資計画の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷量の損益・財務規模に対する比率の確認 ・ 環境会計による過去の環境投資規模の確認 | ・ - |
| 付随情報 | ・ - | <ul style="list-style-type: none"> ・ サイト・事業所レベルでの情報の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者レビューによる資料信憑性の確認 |

ⁱ 環境報告書は作成義務等を定める法律が存在していないため、発行数等については調査によって様々である。東洋経済新報社調査によれば、現在、341社が環境報告書を作成・作成予定であり、そのほか50社前後がパンフレットや小冊子として作成・作成予定としている。また、環境省調査では、約430社が環境報告書を作成しているとされ、そのほか、環境パンフレット等を作成している企業は365社にもものぼっている。

ⁱⁱ Environmental Bankers Associationは、環境リスクに対する金融機関の取り組みを支援することを目的に設立された団体で、米国投資銀行や生保等60以上の金融機関が加盟している。日本では日本政策投資銀行等が会員となっている。

ⁱⁱⁱ 社会的責任投資(SRI: Socially Responsible Investment)は、運用先の選定にあたって、財務面に加え、環境面や社会面(ジェンダー、雇用、人権等)からのスクリーニングをも行う投資のことである。1920年代の米国において、教会資金の運用に際し、アルコール・タバコ産業についての排除スクリーニングを行ったことが嚆矢ともいわれている。

なお、米国におけるSRI型金融商品の資産規模は、2001年で2兆3,400億ドルとなり、全米における主要運用資産の約12%を占めるとされる(Social Investment Forum調べ)。

^{iv} 環境会計は、環境に関する企業の取り組みについて物質および金額ベースで測定・分析・評価・推定する手法である。その定義・手法は統一されておらず、UNEP(国連環境計画)やGRI(Global Reporting Initiative)等の国際機関、NGOがガイドラインを作成する等、グローバルスタンダード化を模索する動きもみられる。国内においては、環境省が『環境報告書ガイドライン(2000年版)』を、経済産業省が『ステイクホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001』を、それぞれ発表している。

環境会計の表記は、環境省ガイドラインによれば、環境保全コストは貨幣単位、環境保全効果は物質単位および貨幣単位で表すこととなっている。うち環境保全コストについては、事業エリア内環境コスト、上・下流環境コスト、管理活動環境コスト、研究開発環境コスト、社会活動環境コスト、環境損傷環境コスト、の6項目に分類している。

^v 株式会社電通『グリーン・コンシューマー意識調査』によれば、「現在、環境問題に関心がある」という人は8割を超え、さらに日常の購買行動において「環境に優しくそうとて商品を購入することがある」人も2割以上となっている。また、国立環境研究所『平成12年度環境にやさしい企業行動調査結果』によれば、企業のほうも、27%が「環境に関する取り組みを企業の最も重要な戦略として位置づけている」という結果となっている。

^{vi} 環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14001シリーズが発効されているが、昨今のISO14001認証取得企業の増加とともに、その取得作業の延長として環境報告書を発行する企業が増えている。ISO14001には「企業の著しい環境側面について外部コミュニケーションのためのプロセスを検討し、その決定を記録しなければならない」と記されているのみで、環境報告書作成の義務は生じない。しかし、環境マネジメントシステム運用にあたっては、環境報告書に記載するような事項については、既に大半を把握しており、認証取得のついでに環境報告書を発行するケースは多い。

なお、欧米系企業の多くが採用している環境マネジメント規格:EMAS(Eco-Management and Audit Scheme)においては、環境声明書(=環境報告書)作成は、義務付けられている。

^{vii} オランダでは、「環境管理法」改定(1997年)により、特定大企業に対し汚染物質排出データも含めた環境報告書の作成・公表が義務づけられた。デンマークでも「環境報告法」の制定(1995年)により、環境に著しい影響がある企業へのグリーン・アカウント(環境報告書)の作成・公表が義務づけられている。

^{viii} 環境効率性は、企業の環境負荷量を把握するための指標である。一定の投資額や企業活動単位に対する環境負荷量の水準をみるものであり、一般的には「環境効率性 = 売上高・利益 / 環境負荷量」で表される。

^{ix} 回避原価とは、環境保全活動に取り組んだ結果、回避されたであろう環境事故にかかるコスト(訴訟費用等)のこと。その算出方法一例は、次のとおり。(訴訟費用 + 操業停止損失 + 修復費用) × 発生係数 × 影響係数

^x 環境報告書の第三者レビューについては、「記載情報の数値は会社の提出した根拠資料と整合性が確保されている」、「環境報告書に記載されている情報は企業の取り組みを全て網羅している」等の表現方法が用いられている。